

平成29年度財政援助団体等監査報告書
(一般社団法人水戸観光コンベンション協会)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 一般社団法人水戸観光コンベンション協会
- (2) 所管課 産業経済部観光課、商工課

3 監査の範囲

- (1) 平成28年度に市が交付した運営補助金(72,588,993円)に係る出納その他の事務
- (2) 平成28年度に執行された公の施設(常磐町駐車場)の管理に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

- (1) 対象団体
 - ア 補助金に係る会計経理は適切か。
 - イ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
 - ウ 公の施設の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - エ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。
 - ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 団体に対して公の施設の管理業務に関し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の方法

監査に当たっては、対象団体及び所管課から提出された資料に基づき、試査により関係書類の監査を行った。委員監査においては、対象団体及び所管課から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行った。

6 監査の実施期日

- (1) 書類監査
平成29年4月7日から平成29年6月6日まで
- (2) 委員監査
平成29年5月16日及び平成29年6月6日

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

- (1) 時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。また、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に事務局長の命令印及び確認印がないまま、手当を支給しているものがあった。
- (2) 常磐町駐車場の管理運営に関する基本協定書によると、管理事務の一部を他に委託する場合は、あらかじめ書面による承諾を得ることとされているが、承諾書の交付を受けていなかった。

(水戸観光コンベンション協会)

2 意見

- (1) コンベンション事業の推進について

水戸観光コンベンション協会は、平成29年4月に、団体の名称を水戸観光協会から水戸観光コンベンション協会に変更したところであり、これまで以上に、各種会議や大会、イベントなどのコンベンションの誘致や支援、情報発信が求められているところである。今後においては、新市民会館や東町運動公園新体育館の整備等を見据え、中長期的な展望に立った戦略的な事業の推進に取り組まれたい。

(水戸観光コンベンション協会)

- (2) 振替休日の活用について

水戸観光コンベンション協会が携わるイベントは、土曜日や日曜日に開催されることが多いが、振替休日の活用が積極的に行われていない。今後においては、事務事業の進行管理を適切に行いながら、職員の健康維持や活力増進に配慮した計画的な振替休日の付与に努められたい。

(水戸観光コンベンション協会)

- (3) 運営補助金の交付について

水戸観光コンベンション協会に対する運営補助金は、補助対象事業の実績や収支状況を確認して交付額を決定しているが、協会の職員は、補助対象の観光宣伝事業等に加え、補助対象外の駐車場事業や売店事業等の収益事業にも携わっているところである。また、平成28年度の決算書類を見ると、利益等に退職給付引当金が含まれたことなどにより約450万円の法人税等が課税されていることから、今後においては、団体全体の収支の状況を十分に精査した上で補助金額を決定するよう考慮されたい。

(産業経済部観光課)

平成29年度財政援助団体等監査報告書

(公益社団法人水戸市シルバー人材センター)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益社団法人水戸市シルバー人材センター
- (2) 所管課 保健福祉部福祉総務課、高齢福祉課、子ども課

3 監査の範囲

- (1) 平成28年度に市が交付した運営補助金(11,880,000円)に係る出納その他の事務
- (2) 平成28年度に執行された公の施設(子育て支援・多世代交流センター)の管理に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

- (1) 対象団体
 - ア 補助金に係る会計経理は適切か。
 - イ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
 - ウ 公の施設の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - エ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。
 - ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 団体に対して公の施設の管理業務に関し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の方法

監査に当たっては、対象団体及び所管課から提出された資料に基づき、試査により関係書類の監査を行った。委員監査においては、対象団体及び所管課から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行った。

6 監査の実施期日

- (1) 書類監査
平成29年4月7日から平成29年6月6日まで
- (2) 委員監査
平成29年5月16日

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

- (1) 団体の会計規程によると、予算の流用を必要とする場合は、事由を付し理事長の承認を受けることとされているが、承認を受けずに予算を執行していた。
- (2) 団体の役職員の職務及び権限に関する規程によると、契約の締結をするときは、決裁権者の決定を受けることとされているが、決定を受けずに契約を締結していた。
- (3) 団体の会計規程によると、取得金額が5万円以上の物品購入契約をする場合は、契約の相手方から請書を徴することとされているが、請書の徴取を省略していた。
- (4) 団体の会計規程によると、銀行振込手数料は手数料で支出することとされているが、雑費で支出していた。
- (5) 団体の会計規程によると、耐用年数が1年以上であり取得価格が1万円以上10万円未満の物品を購入したときは、消耗什器備品費で支出することとされているが、消耗品費で支出していた。また、消耗什器備品管理簿等の帳簿が作成されていなかった。

(水戸市シルバー人材センター)

2 意見

- (1) 適正な会計経理等の徹底について

水戸市シルバー人材センターは、平成24年4月に社団法人から公益社団法人に移行したが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益認定基準においては、財産の管理・運用に役員が適切に関与すること、十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理をしないことなどが求められている。公益認定を受けた団体は、これらの基準を遵守しなければならないことから、今後においては、適正な会計経理等の徹底に努められたい。

(水戸市シルバー人材センター)

- (2) 運営補助金の交付について

水戸市シルバー人材センターに対する運営補助金は、補助対象事業の実績や収支状況に基づき交付額を決定しているが、平成28年度の団体の経営状況を見ると、補助対象の就業開拓・提供事業等は赤字であるものの、団体全体の収支は黒字となり、正味財産も前年度より増加している。

公益認定を受けた団体には、中長期的な収支の均衡が求められていることから、今後においては、団体全体の収支の状況を十分に精査した上で運営補助金を交付するよう検討されたい。

(保健福祉部高齢福祉課)